

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

一	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律百十三号）	1
二	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）	6 （附則第三条関係）
三	飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）	8 （附則第四条関係）
四	地価税法（平成三年法律第六十九号）	9 （附則第五条関係）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百二十三号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、<u>麦の需給及び価格の安定を図るため、<u>麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、<u>麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、<u>麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。</u></u></u></u></p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「<u>麦の備蓄</u>」とは、<u>麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有すること</u>をいふ。</p> <p>（麦の需給見通し）</p> <p>第四十一条 農林水産大臣は、<u>麦の需給及び価格の安定を図るため、政令</u></p>	<p>（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、<u>麦の需給及び価格の安定を図るため、<u>その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。</u></u></p> <p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（麦の政府買入れ）</p> <p>第四十一条 政府は、<u>政令で定めるところにより、<u>麦をその生産者又はそ</u></u></p>

で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）を定めるものとする。

2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 麦の種類別需要数量に関する事項

二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項

三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項

四 その他麦の需給の安定に関する重要事項

3 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。  
。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。

（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）  
第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。第五項及び次条から第四十五条までにおいて同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により

の生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。

2 前項の規定による政府の買入れの価格（以下この条において「政府買入価格」という。）は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。

この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

（麦等の輸入を目的とする買入れ）  
第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第四十条及び第四十五条において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不  
適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契  
約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を前項の規定により売り渡  
す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を  
、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡  
しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通  
しに即して行うものとする。

5 第三十条第二項の規定は、第一項の麦等の買入れについて準用する。

(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第四十三条 政府は、麦等の輸入を行うおととする者及び当該輸入に係る麦  
等の買受けを行うおととする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に  
係る麦等を買入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買入れた麦等を同項の買受けの申込みを  
行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた麦等を前項の規定により売り渡す場合  
の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該  
麦等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡  
しは、麦の適切な供給を図るため、需給見通しに即して行うものとする  
。

2 第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第四十三条 政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものと  
する。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場  
合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水  
産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定め  
るところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が  
、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させ  
ることを旨として定める。

4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするこ  
きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、

遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(準用)

第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

(準用)

第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条、第四十二条及び第四十三条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十二条第五項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

<p>二 第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合</p> <p>三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)</p> <p>第四十六条 政府は、主要食糧の適正かつ円滑な供給を図るため特に必要があると認めるときは、第三十条、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、米穀以外の主要食糧の買入れを行うことができる。</p> <p>2 政府は、第三十一条、第四十二条及び第四十三条の規定によるほか、その保有する米穀以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>二 第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等を輸入する場合</p> <p>三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)</p> <p>第四十六条 政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。</p> <p>2 政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>（麦の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第六条 麦の生産者は、その生産した麦について品位等検査を受けることができる。</p> <p>2 第三十四条第一項の品位等検査を受けた麦であつて、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。</p> <p>（登録検査機関の登録）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（麦の生産者に係る品位等検査）</p> <p>第六条 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十一条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行おうとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。</p> <p>2 麦の生産者は、その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のものについて品位等検査を受けることができる。</p> <p>（検査の失効）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 第六条第一項又は第三十四条第一項の品位等検査を受けた麦であつて、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。</p> <p>（登録検査機関の登録）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p>

<p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。</p> <p>一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなつた日から一年を経過しないもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>4～9（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>（削る。）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第十五条第二項の規定に違反した者</p> <p>三（略）</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。</p> <p>一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなつた日から一年を経過しないもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>4～9（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六条第一項又は第十五条第二項の規定に違反した者</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p>
--	--



改正案	現行
<p>（飼料の買入）</p> <p>第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、<u>大麦及び小麦について主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二</u>条第一項の規定による輸入を目的とする買入れ及び同法第四十三条第一項の規定による買入れを行うほか、輸入飼料（大麦及び小麦を除く。次項、<u>第五条第二項及び第八条の二第一項</u>において同じ。）を<u>買入れ</u>ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（飼料の売渡）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（飼料の買入）</p> <p>第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二</u>条第一項の規定により<u>大麦及び小麦の輸入を目的とする買入れを行うほか、輸入飼料（大麦及び小麦を除く。次項、<u>第五条第二項及び第八条の二第一項</u>において同じ。）</u>を<u>買入れ</u>ることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（飼料の売渡）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡しについては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十三条第二項から第七項までの規定は適用しない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等</p> <p>イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十九条（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）、第三十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）、第三十一条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）、第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）、第四十三条第一項（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）又は第四十六条第一項（米穀以外の主要食糧の買入れ及び売渡し）の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設</p> <p>ロ（略）</p> <p>八（略）</p> <p>二十二～二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等</p> <p>イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十九条（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）、第三十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）、第三十一条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）、第四十一条第一項（麦の政府買入れ）又は第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）の規定に基づき政府が買入れた米穀又は麦を保管するための施設</p> <p>ロ（略）</p> <p>八（略）</p> <p>二十二～二十四（略）</p>